

文例（債務の免除）

第〇条 遺言者は、遺言者の弟〇〇〇〇(生年月日)に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に貸し渡した金 100 万円の支払債務を免除する。

｜債務の免除とは

遺言で、特定の相続人に対する金銭債務を免除することができます。

遺言者の金銭債権も当然に相続財産に含まれ、遺言で債務の免除をしない場合は、共同相続人が、その債権者としての地位を引き継ぎます。債務の免除とは、その債務額と同金額の債権を、遺贈されたことと同じこととなりますので、免除された者に対しての遺贈として考えられます。これも特定遺贈の一種となり、相続税の課税対象になることに注意しましょう。